

## 第1号通所事業（総合事業）重要事項説明書③

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社ケアサービス神姫
主たる事務所の所在地	〒671-2222 姫路市青山1丁目35番5号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 柏木 則人
設立年月日	令和2年2月13日
電話番号	079-260-7284

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスケアサービス神姫あおやま	
サービスの種類	第1号通所事業（総合事業）	
事業所の所在地	〒671-2222 姫路市青山1丁目35番5号	
電話番号	079-260-7287	
指定年月日・事業所番号	令和2年5月1日指定	2874010198
実施単位・利用定員	1単位	定員29人
通常の事業の実施地域	姫路市（安富町、家島町除く）	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

## 5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時30分まで 延長時間は、午前8時30分から午前9時00分まで 及び 午後4時30分から午後6時30分までとします。

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 1人、 非常勤 1人
看護職員	常勤 0人、 非常勤 2人
介護職員	常勤 3人、 非常勤 5人
機能訓練指導員	常勤 0人、 非常勤 2人

## 7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 好田 尚弘
管理責任者の氏名	管理者 好田 尚弘

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割から3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

**（1）第1号通所事業（総合事業）の利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。**

**【基本部分：介護予防通所介護相当】**

利用者の要介護度	基本利用料（1月につき）	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
事業対象者・要支援1	18,231円（週1回程度）	1,824円	3,647円	5,470円
事業対象者・要支援2	18,231円（週1回程度）	1,824円	3,647円	5,470円
	36,716円（週2回程度）	3,672円	7,344円	11,015円

（注1）上記の基本利用料は、姫路市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載の通り、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担頂くこととなりますのでご留意下さい。

**【加算：介護予防通所介護相当】**

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額				
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)	
生活機能向上 グループ活動加算	生活機能の向上に対して実施される日常生活上の支援を行った場合	1,014円	102円	204円	305円	
栄養 アセスメント加算	低栄養のリスク及び解決する課題等栄養アセスメントを行った場合	507円	51円	102円	153円	
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合	2,028円	203円	406円	609円	
口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔掃除の指導	1,521円	153円	305円	457円	
口腔機能向上加算Ⅱ	や実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導や実施を行った場合	1,622円	163円	325円	487円	
一体的サービス 提供加算	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスのいずれも実施しており、栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していない場合	4,867円	487円	974円	1,461円	
生活機能向上 連携加算Ⅰ	外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、	1,014円	102円	203円	305円	
生活機能向上 連携加算Ⅱ	個別機能訓練計画を作成した場合 (3月に1回を限度)	2,028円	203円	406円	609円	
口腔・栄養スクリー ニング加算Ⅰ	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態又は栄養状態のスクリーニングを行った場合	202円	21円	41円	61円	
口腔・栄養スクリー ニング加算Ⅱ	(6月に1回を限度)	50円	5円	10円	15円	
科学的介護推進 体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出しており、必要に応じて通所型サービス計画を見直す場合	405円	41円	81円	122円	
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	別に厚生労働大臣	要支援1	892円	90円	179円	268円
		要支援2	1,784円	179円	357円	536円
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	が定める基準に適 合している場合	要支援1	730円	73円	146円	219円
		要支援2	1,460円	146円	292円	438円
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）		要支援1	243円	25円	49円	73円
		要支援2	486円	49円	98円	146円
同一建物減算	事業所と同一建物 に居住する者又は 同一建物から利用 する者に通所型サ ービスを行う場合 の減算	要支援1 (週1回程度)	3,812円	382円	763円	1,144円
		要支援2 (週1回程度)	3,812円	382円	763円	1,144円
		要支援2 (週2回程度)	7,625円	763円	1,525円	2,288円

送迎減算	事業所が送迎を行わない場合の減算 (片道につき)	476円	48円	96円	143円
介護職員等処遇 改善加算(Ⅱイ)	別に厚生労働大臣が定める基準に 適合している場合	1月につき 所定の単位数の10.9%加算			

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

- 第1号訪問事業(総合事業)において、月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始した場合は、契約締結日より日割り計算を行います。
- 第1号通所事業・介護予防通所介護相当サービスにおいて、月ごとの定額制となっているため、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合は除いては、原則として日割り計算は行いません。
  - 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
  - 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
  - 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- 介護予防通所介護サービスにおいて、月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 提供を受けるサービスが、介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

## (2) その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、1時間につき500円の延長料金をいただきます。
食費	食事の提供を受けた場合、1回につき600円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

## (3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防通所介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の全額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

#### (4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ①契約者預金口座から自動引落し
- ②銀行振り込み
- ③施設での現金支払い

#### 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

#### 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び姫路市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

#### 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	079-260-7287
	受付日時	月曜日～金曜日 8:30～17:30
	苦情担当受付け者	管理者 好田 尚弘
	苦情解決責任者	代表取締役 柏木 則人

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	姫路市介護保険課	電話番号 079-221-2923
	兵庫県国民健康保険団体連合会	電話番号 078-332-5617

## 1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 介護保険対象外のサービスについては、全額がご利用者様のご負担となります。
- (5) 暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律（兵庫県暴力団排除条例・兵庫県条例第35号）に基づき利用者及び身元引受人等が暴力団関係者又は、暴力団関係者との利害関係者であることが判明した場合や、施設をその事務所その他の活動の拠点に供した場合は本契約または一部を解約させていただくことがあります。

## 1 3. 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第 11 条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします。

当事業者は損害賠償保険に加入しています。

〈保険会社名〉 あいおい損保(株)

## 1 4. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 姫路市青山1丁目35番5号  
事業者（法人）名 株式会社ケアサービス神姫

説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名 印

立会人 住所

氏名 印